

## 川崎市議会常任委員会等においてオンライン会議を導入します

本日、川崎市議会では「川崎市議会委員会条例」及び「川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例」の改正を行い、令和4年4月1日から、常任委員会等の会議をオンラインによる方法を活用して開催できることとしました。

### 1. オンライン会議に関する検討経過

#### (1) 検討を行った背景

令和2年4月30日付の総務省通知において、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」に、オンラインによる方法を活用することで委員会を開催して差し支えない旨の見解が示されたことを契機として、検討を行いました。

#### (2) 川崎市議会委員会等におけるオンライン会議に関する検討プロジェクト

各会派から選出された5人の議員で構成する「検討プロジェクト」を設置し、総務省通知の内容を基として、協議・検討を行いました。

#### 【検討プロジェクトのメンバー】

座長：石田康博議員（自民党）

委員：山田瑛理議員（自民党）、堀添健議員（みらい）、片柳進議員（共産党）、川島雅裕議員（公明党）

### 2. オンライン会議に関する基本事項

#### (1) オンライン会議を開催することができる場合

- ・新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認める場合
- ・大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合

#### (2) 対象となる主な会議

常任委員会、議会運営委員会、大都市税財政制度調査特別委員会、決算審査特別委員会（分科会）及び正副委員長会議

#### (3) 費用弁償

オンラインによる方法により出席した議員に対しては、費用弁償を支給しない。

#### (4) 実施時期

令和4年4月1日から



川崎市議会局総務部庶務課 若林担当  
電話 044-200-3366 FAX 044-200-3953